

令和4年度版

「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」 に取り組んでみませんか！



令和4年3月

滋賀県・滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会

はじめに

農村地域には、私たちが生きていくために必要なお米や野菜が作られている田んぼや畑があります。そして、たくさんの生きものや美しい景観、豊作に感謝する伝統文化が育まれています。

しかし、今、農家の減少や高齢化などにより、豊かな農村の恵みを維持することが難しくなりつつあります。

そこで、県ではみんながいきいきと暮らし、農家や非農家、地域の大人から子どもたちまでみんなでチカラをあわせて行う、農地や水路などを維持保全する活動、田んぼや水路の生きもの調査、田んぼや水路、農道などの法面を利用して花を植える活動などを応援しています。

このパンフレットは、地域みなさんが「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」を活用して、このような活動に取り組んでいただけるよう、その仕組みをお伝えするものです。

- ◆本対策は、平成27年4月から法律※に基づく制度になりました。
※農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律
- ◆国と県で交付金の名称※が異なります。
※国名称：多面的機能支払交付金
※県名称：世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

1. 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の構成

農地維持支払交付金 と 資源向上支払交付金 から構成されます。

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

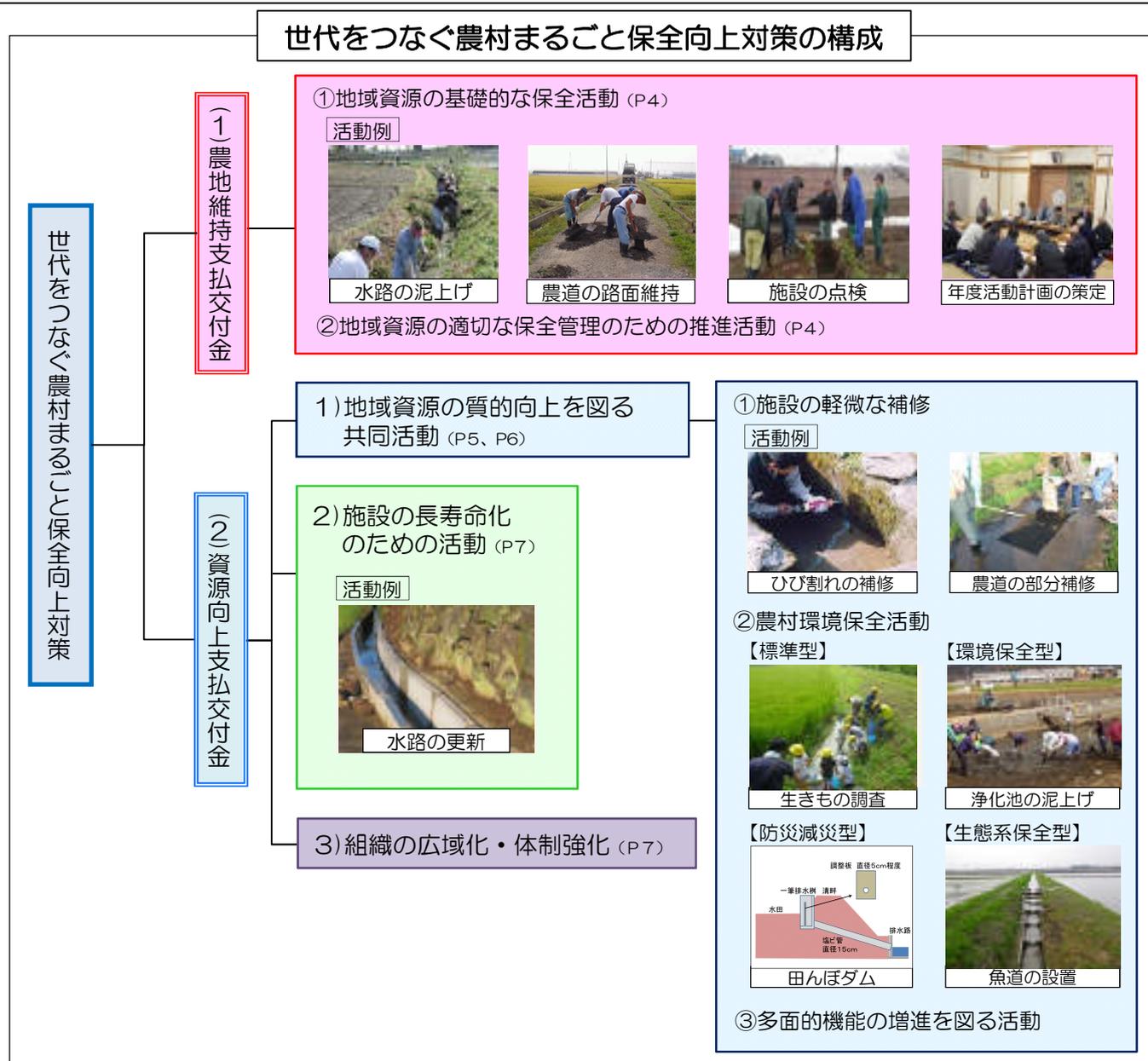
- 支援対象
- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持などの基礎的保全活動
 - ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 など

資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道など）の質的向上を図る共同活動を支援します。

- 支援対象
- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
 - ・農業排水の透視度調査、生きもの調査
 - ・施設の長寿命化※のための活動 など

※長寿命化：老朽化が進む農地周りの水路の補修・更新



2. 交付単価

(円/10a)

	農地維持支払	資源向上支払 (共同)				資源向上支払※ (施設の長寿命化) [上限単価]
		標準型	環境保全型	防災減災型	生態系保全型	
田	2,200	1,300	1,800	1,800	1,800	4,400
畑	1,500	800	1,080	800	800	2,000
草地	180	120	180	120	120	400

- ※ 広域活動組織を除き、次の要件が適用されます。
- ・ 交付金の合計額は、1集落当たり200万円/年以下
 - ・ 直営施工を実施しない場合は、上限単価の5/6に減額

本対策は、農林水産省の「多面的機能支払交付金」を活用し、国費50%・県費25%・市町費25%で構成されています。

3. 支援の対象となる組織

交付金を活用した取組を行うためには、**活動組織**または**広域活動組織**のいずれかを設立する必要があります。

農地維持支払交付金

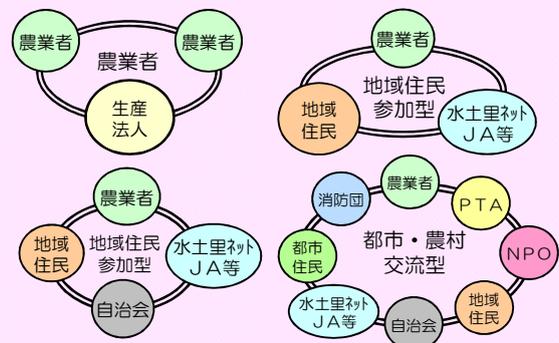
活動組織

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者および地域住民、地域団体などで構成される活動組織

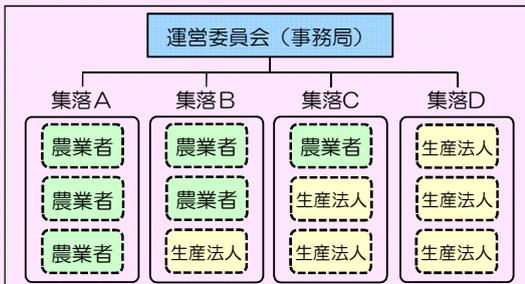
広域活動組織

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者および地域住民、地域団体などで構成される広域活動組織

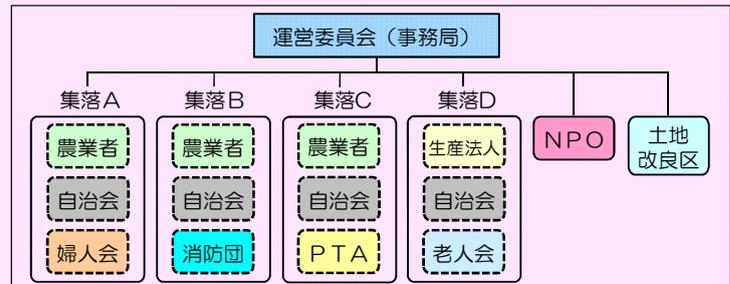
活動組織の例



広域活動組織の例
(農業者のみで構成)



広域活動組織の例
(農業者、地域住民、地域団体などで構成)



資源向上支払交付金

○共同活動、施設の長寿命化

農業者および地域住民、地域団体などで構成される活動組織または広域活動組織

○組織の広域化・体制強化

農地維持支払交付金と同様の活動組織または広域活動組織

広域活動組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落（活動組織）、土地改良区、地域団体など、地域の実情に応じた構成員から成る、構成員間の協定に基づく組織です。**組織設立などの支援を受けることができます。**

協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、または協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上を有していることが基本ですが、**中山間地域等の条件不利地域では、50ha以上または3集落以上でも可能です。**

4. 対象活動

以下に示す活動が対象となります。

農地維持支払交付金

地域共同による農用地、水路、農道などの①地域資源の基礎的な保全活動と、②地域資源の適切な保全管理のための推進活動に対し、対象農用地面積に応じて支援します。

① 地域資源の基礎的な保全活動

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道などについて、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。（実践活動の一部は、点検の結果に基づいて実施の必要性を判断します。）

点検・計画策定



施設の点検



年度活動計画の策定

研修（例）



事務・組織運営
機械の安全使用 } に関する研修

実践活動(例)



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

※実践活動等（実践活動のほか、点検、機能診断、増進活動など現地での活動を伴うものを示す）の前には、安全点検を実施しましょう

※事務・組織運営、機械の安全使用に関する研修は、活動期間中（5年間）に各1回以上受講

② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

地域での話し合いにより地域資源の保全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保全管理に関する構想を策定します。



※1 推進活動の例（毎年度実施）

- ・ 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会
- ・ 不在地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ・ 地域住民等との意見交換、ワークショップ、交流会 など

※2 地域資源の適切な保全管理に向けた推進活動を通じて、目指すべき保全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめたもの。活動期間中に本構想を策定することが必要です。

資源向上支払交付金（共同）

【標準型】

水路、農道等の①施設の軽微な補修、②農村環境保全活動および③多面的機能の増進を図る活動に対し、対象農用地面積に応じて支援します。

【環境保全型】

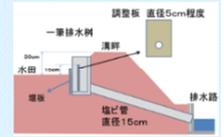
標準型にプラスして、「水質浄化池の機能維持活動」に対し支援します。



浄化池の泥上げ

【防災減災型】

標準型にプラスして、まとまった農地で行う排水調整板の設置管理など、田んぼの貯留機能等を高める「田んぼダム」の活動に対し支援します。



田んぼダムの概要

【生態系保全】

標準型にプラスして、魚道の設置や水田内水路の設置など、生物（魚類等）の生息環境や移動経路の確保のための整備に対し支援します。



水路魚道の設置（堰上式）



水田内水路の設置



魚巣ブロックの設置



石積水路の設置



水田魚道の設置（一筆型）



ビオトップ水田の実施



ワンドの形成



水路からの脱出施設の設置

①施設の軽微な補修

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道などの機能診断や補修などが対象です。

「計画策定・機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。

計画策定



年度活動計画の策定

実践活動(例)



鳥獣害防護柵の補修・設置



水路のひび割れ補修



カバープランツの植栽

研修(例)



補修に関する研修

機能診断



施設の機能診断



暗渠施設の清掃



水路法面の初期補修



農道の部分補修



機能診断に関する研修

※研修は、活動期間中に1回以上受講

②農村環境保全活動

水質保全や生態系保全などの農村環境の保全を図るための活動が対象です。
「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。
「実践活動」のうち、水質保全と生態系保全は必須の活動となります。

計画策定



実践活動の計画策定

啓発・普及(例)



地域住民との交流活動



のぼり旗や看板の設置

実践活動(例)



水質保全
水守当番による排水調査



水質保全
透視度調査



生態系保全
生きもの調査



道路法面への植栽



遊休農地への植栽



定期的なゴミ拾い

③多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づいて行われる下記の活動が対象です。

- ◇遊休農地の有効活用
- ◇鳥獣被害防止対策および環境改善活動の強化
- ◇地域住民による直営施工
- ◇防災・減災力の強化 ※1
- ◇農村環境保全活動の幅広い展開 ※2
- ◇やすらぎ・福祉および教育機能の活用
- ◇農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

※1 「災害時における応急体制の整備」も交付対象となります。

※2 滋賀県では、②農村環境保全活動において水質保全および生態系保全が必須活動であるため、「農村環境保全活動の幅広い展開」に自動的に該当します。

平成29年度以降に新たに資源向上支払（共同）に取り組む場合は、水質保全活動、生態系保全活動、多面的機能の増進を図る活動のいずれかに関する下記の広報活動を実施する必要があります。 ※3、※4

- ◇チラシやパンフレットの配布や掲示
- ◇看板やポスター等の設置、掲示
- ◇ホームページの開設、更新
- ◇行政機関や関係団体等の広報誌やホームページへの掲載
- ◇各種イベント等での活動内容等の紹介
- ◇地域外からの呼び込み（農的関係人口の拡大） など

※3 ②農村環境保全活動の啓発・普及で「広報活動」に取り組む場合、上記の広報活動とは別の活動に取り組んでください。

※4 中山間地域等において活動する活動組織は任意です。

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

整備後30年以上が経過し、老朽化が進む農地周りの水路の長寿命化のための補修・更新の活動に対し、対象となる農用地面積に応じて支援します。

水路整備 用水路

整備後30年以上経過した用水路（付帯施設を含む）のうち、機能診断（施設の状況をA, B, Cの3段階で評価する用水路の劣化度判定）を実施したうえで、最も劣化の進行しているC判定の割合の多い用水路を補修、更新する活動が対象です。



用水路の更新

水路整備 生物多様性水路

整備後30年以上経過した排水路の補修、更新のうち、生きものが生息できる場所の確保（生息、成育環境の確保）または水田と排水路を魚道などをつなぎ、連続性が確保（移動経路が確保）できる施設などを整備する活動が対象です。



排水路の補修



魚道を遡上するコイ

新たに設立した広域活動組織は、以下の支援が受けられます。

規模等	交付額
3集落以上または50ha以上※	4万円/年・組織
200ha以上	8万円/年・組織
1,000以上	16万円/年・組織

※中山間地域等の条件不利地域において適用

- 設立後5年間のみ支援
- 特定非営利活動法人化（NPO法人化）に取り組む場合は、200ha以上と同じ交付額とします。

取組パターン

- ◆ 農地維持支払と資源向上支払（共同）の両方に取り組むことが原則ですが、やむを得ない場合、農地維持支払のみでも可能です。資源向上支払（共同）のみの取組はできません。
- ◆ 資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合、農地維持支払と資源向上支払（共同）の両方に取り組む必要があります。
- ◆ 中山間地域等直接支払と「農地維持支払、資源向上支払（共同）、資源向上支払（長寿命化）」を重複して取り組むことも可能です。
- ◆ 中山間地域等直接支払交付地区では、資源向上支払（長寿命化）のみの取組も可能です。

5. 制度の拡充など

制度の拡充および見直し、運用の見直し等がありますので、注意してください。

広報活動・農的関係人口の拡大<<R4~>>



【内容】

- ・「60 広報活動（多面的機能の増進を図る活動）」が「60 広報活動・農的関係人口の拡大（多面的機能の増進を図る活動）」に拡充されます。

【注意点】

- ◇多面的機能の増進を図る活動で必須取組としている広報活動の活動項目に、「地域外からの呼び込み」が追加され、支援対象となります。

⚠️ 注意 ⚠️ 『広報活動』について

- ①「51 農村環境保全活動（啓発・普及）『広報活動』」と
- ②「60 多面的機能の増進を図る活動『広報活動』」の比較

支払名	資源向上支払（共同）	資源向上支払（共同）
活動項目	①農村環境保全活動（啓発・普及） 「広報活動」	②多面的機能の増進を図る活動 「広報活動」
取組番号	51	60
必須の別	必須	必須 (中山間地域等においては任意)
目的	◆農村環境保全活動に対する <u>地域住民等の理解を深めるために実施</u> ◆外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成するために実施	◆本対策の活動に対する多様な主体の <u>参画を促進するために実施</u>
活動の例	◆組織(集落、構成団体等)で行う勉強会や研修会 ◆話し合いの場の設置 ◆組織内の活動状況の情報共有および発信 ○チラシ、パンフレット、機関誌、ポスター等の作成・頒布 ○啓発看板の設置 ○インターネットのホームページの開設・更新 など	◆組織内外の活動状況の情報共有および発信 ○チラシ、パンフレット、機関誌、ポスター等の作成・頒布 ○啓発看板の設置 ○インターネットのホームページの開設・更新 ○ <u>地域外からの呼び込み</u> （ボランティア活動の募集等） など

※原則、①における「広報活動」と、②における「広報活動」は、別々に実施しなければなりません。

※1つの広報活動の中で、①②それぞれ明確な違いが対外的に示せる場合は、あわせて実施しても構いません。

特に注意が必要な制度および運用等

交付金の持越※について

※市町によっては持越ができない場合があります。

【内容】

- 次の目的の場合に限り持越が可能となります。 ※機械・機具の購入は不可
- ◆次年度当初（交付金の交付が行われるまで）の活動資金の確保
 - ◆資源向上活動（長寿命化）の実施に必要な資金の積立

【注意点】

- ◇目的を持って計画的に行うもので、余った交付金を次年度に送るものではありません。
- ◇活動計画書に定められた活動を確実に実施することが前提です。
- ◇資金計画（「持越資金計画申出書」）を策定し、市町に提出する必要があります。
- ◇資金計画に記載した持越額に次の変更が生じた場合は、変更理由を記載した資金計画の提出が必要です。
 - ①増額変更 ②3割を超える減額変更
- ◇持越ができる最終年度は、活動終了年度の前年度までです。ただし、次の5年間も活動を継続することを条件として、活動終了年度の交付額の3割程度を上限として、次年度に持ち越すことができます。
- ◇持越額が次に該当する場合は、実施状況報告書（様式第1-8号）に「持越金の使用予定表」を添えて市町に提出し確認を受けなければなりません。
 - ①農地維持支払交付金と資源向上支払交付金（共同）にかかる持越金の合計額が、当該年度のそれらの交付額の合計の3割を超え、かつ、100万円以上となる場合
 - ②資源向上支払交付金（長寿命化）にかかる持越金の額が、当該年度の資源向上支払交付金（長寿命化）の交付額の3割を超え、かつ、100万円以上となる場合

なお、市町の確認の結果、持越が妥当でないと判断された場合は、持越額の全額または一部の返還が必要になることもあるため、注意してください。

（様式第1-8号）別紙

記載例

持越金の使用予定表 農地維持・資源向上（共同）

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額	算定根拠
4月	保険料（20人分）	20,000円	保険会社見積
4月	安全用品（ヘルメット）の購入（20個）	30,000円	メーカーカタログ
4月	日当（農道の草刈り・水路の泥上げ） 累計20人分	160,000円	組織の規定
4月	機械借り上げ（水路の泥上げ） 3日分	120,000円	R2実績
6月	日当（農道の軽微な補修等） 累計10人分	80,000円	組織の規定
⋮	⋮	⋮	⋮
市町村担当者における妥当性の確認欄 確認結果		担当者押印またはサイン欄	
上記の内容について、妥当であると認める。			

資源向上支払（長寿命化）工事の規模の見直し

【内容】

- ・施設の長寿命化工事は、原則、工事1件当たり200万円未満となります。
- ・200万円を超える場合は、原則、他の国庫補助事業での実施となります。
- ・他の国庫補助事業での実施が困難な場合（採択要件に合致しないなど）についてのみ、「長寿命化整備計画書」を作成し、市町長の認定を受け、工事1件400万円までの実施が可能となります。

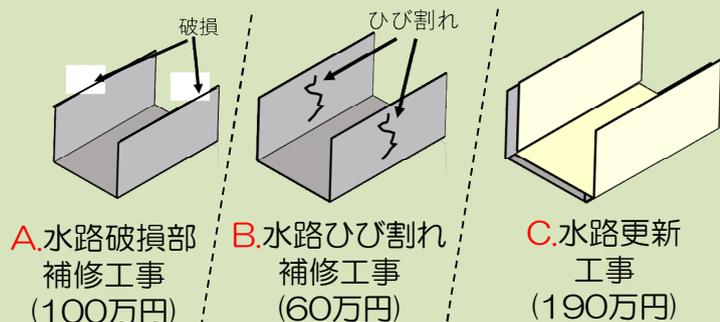
【注意点】

- ◇交付金を持越して長寿命化工事を実施する場合も、工事1件当たり200万円未満のルールが適用されます。
- ◇農地維持、資源向上（共同）の交付金を活用して長寿命化工事を実施する場合も、工事1件当たり200万円未満のルールが適用されます。
- ◇工事の一部を直営施工で実施した場合も、直営施工分を含んで、工事1件当たり200万円未満のルールが適用されます。

注意 『長寿命化工事1件の考え方』が変更されています。

パターン①

◆異なる路線ごとに補修工事・更新工事を一括で発注（ $A+B+C=350$ 万円）

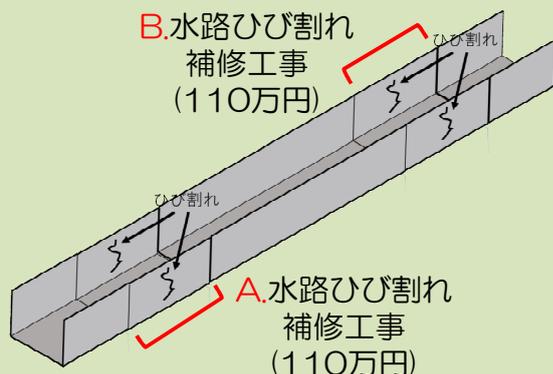


【工事1件の考え方】

A,B,Cそれぞれ工事1件としてカウントする。
 \therefore A工事<200万円
 \therefore B工事<200万円
 \therefore C工事<200万円

パターン②

◆同一路線で連続していない箇所（間隔あり）の補修工事・更新工事を一括で発注（ $A+B=220$ 万円）



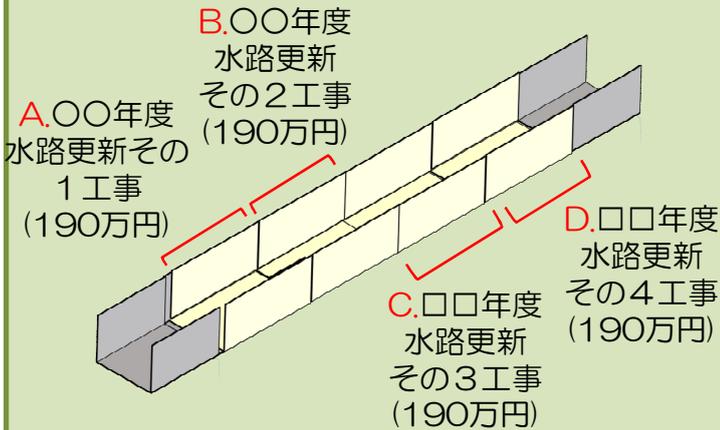
【工事1件の考え方】

工事箇所の間隔が離れていれば、別工事とする。
 よってA,Bそれぞれ工事1件としてカウントする。
 \therefore A工事<200万円
 \therefore B工事<200万円

パターン③

◆ 同一路線 で水路の補修・更新工事を 年度ごと に分割して工事を発注

(A+B+C+D=760万円)



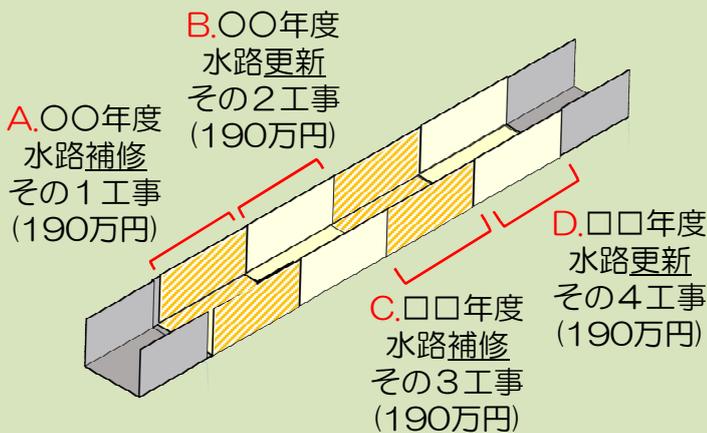
【工事1件の考え方】

連続しているA,B,C,Dは、
4つまとめて
工事1件 (A+B+C+D)
としてカウントする。
∴ A+B+C+D > 200万円

パターン④

◆ 同一路線 で異なる工種 により 年度ごと に分割して工事を発注

(A+B+C+D=760万円)



【工事1件の考え方】

A,B,C,Dは、連続しているが、
工種が異なり、工種ごとの
間隔が空いているため、
A,B,C,Dそれぞれ工事1件
としてカウントする。
∴ A工事 < 200万円
∴ B工事 < 200万円
∴ C工事 < 200万円
∴ D工事 < 200万円

ただし、・・・

【工法の整理】

工法が異なる根拠となる機能
診断結果と対策工法検討結果
についての整理が必要です。



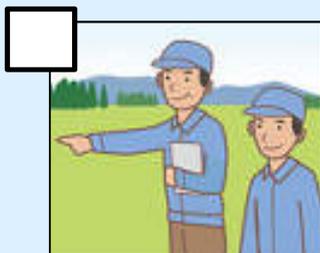
詳細については、お近くの
市町担当課 または
(県) 農業農村振興事務所 田園振興課
までお問い合わせください。



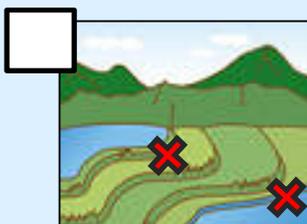
共同活動等の前に**安全確認**を行い、 事故の発生を防止しましょう！

安全確認チェックリスト

事前チェック



活動場所の**下見**をして
作業環境を確認しましたか。



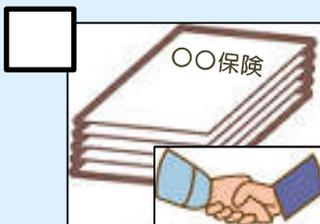
危険な箇所については、
テープ等で印を付けたり、
作業マップに**マーキング**
しましたか。



参加者の**年齢、作業の熟練
度等**を考慮して**作業計画(分
担、配置等)**を立てましたか。



作業者は**機具等の安全な操作
方法**を習得しましたか。



参加者は**全員保険**に入
りましたか。



緊急連絡表は作成しまし
たか。

当日チェック



参加者に**危険な箇所の説明**
をしましたか。



機具等を用いる場合、**点検**
は済みましたか。



緊急連絡表の**掲示**や**携帯**
はしましたか。

※農作業等の安全対策の留意点等を詳細に解説した「農作業安全のための指針」や事故防止の取組事例等の農作業安全に関する情報は、農林水産省のホームページでご覧になれます。

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/

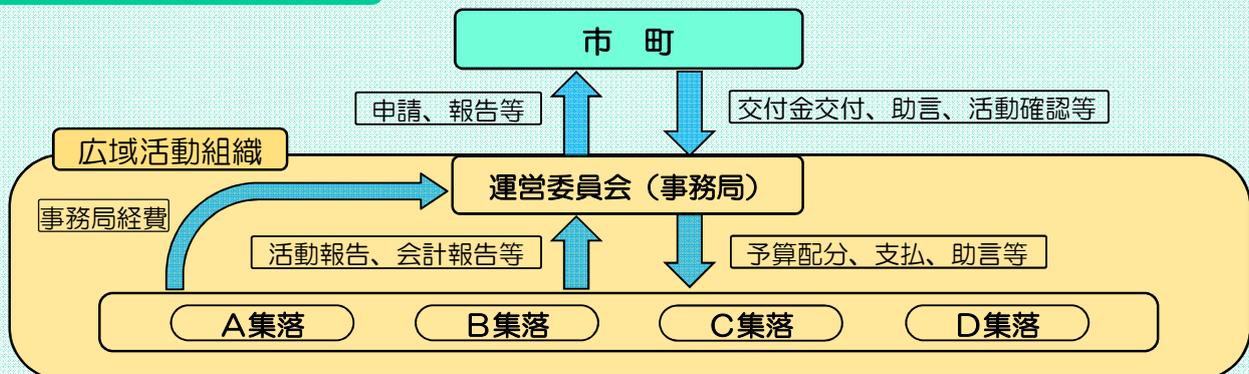
7. 活動組織の広域化の推進

取組面積の拡大と持続可能な安定した組織体制の確立を目指し、集落の事務負担の軽減等が期待できる、**活動組織の広域化を推進**しています。

広域化のメリット

- **事務負担の軽減**
 - ・ 報告書類作成等の事務処理の負担が軽減します。
- **効率的な活動の実施**
 - ・ 生きもの調査などのイベントを複数集落を対象に実施することができます。
 - ・ 必要な資材や物品を一括購入することにより、効率的な予算執行が可能になります。
- **予算の弾力的な運用**
 - ・ 組織内の合意のもと、集落間の予算の調整が可能になります。
- **優遇措置**
 - ・ 資源向上支払（施設の長寿命化）の「交付金額の上限200万/集落」は適用されません。
 - ※ 工事の規模は、1件当たり200万円未満となります。

広域化のイメージ



8. 対象となる農地

対象となる農地は以下のとおりです。

農地維持支払交付金

原則として農振農用地区域内の農用地ですが、以下の農振農用地区域外の農用地を含めることができます。注：市町によっては農振農用地区域外の農用地は対象にならない場合があります。

- ・ 農振農用地区域内の農用地と一体的に水路・農道など施設の保安全管理活動を行うことにより、活動区域内農用地全体の多面的機能の発揮に資すると認められる農用地

資源向上支払交付金（共同）

農振農用地区域内の農用地

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

農振農用地区域内の農用地

9. Q&A

【Q1】活動期間は何年間ですか。

【A1】活動期間は原則5年間です。

【Q2】新たに活動組織を立ち上げた場合、いつの活動から交付金による支援の対象になるのでしょうか。

【A2】活動組織を年度途中で立ち上げた場合でも、当該年度の4月1日以降に実施した活動を支援の対象としています。ただし、交付決定前の活動の実施状況についても、活動記録や領収書等を残しておいていただく必要があります。

【Q3】世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策と中山間地域等直接支払を同一地区で取り組むことはできますか。

【A3】取り組むことは可能ですが、次の点に注意してください。

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（以下「本対策」という）の活動計画に位置付けられた農地、水路、農道等の保全に係る活動については、まず本対策の交付金により行ってください。

中山間地域等直接支払交付金を共同活動に充てる場合には、本対策の交付金が不足した場合に残りの区間の活動に充当する、あるいは本対策の交付金を充てた活動とは別の活動（農作業用機械の共同購入等）へ充当するなど、経理を区分していただく必要があります。

【Q4】活動期間中に、活動計画書に定める活動ができなくなった場合、交付金の返還は必要でしょうか。

【A4】活動計画書に定めた活動が行われていないことが確認された場合、交付金の全部または一部を、事業計画（原則5年間）の認定年度に遡って返還していただくことになります。

なお、以下の場合においても、交付金の返還が生じます。

- 交付金算定対象となる農用地が転用などにより減少した場合
- 交付金算定対象となる農用地が適切に保全管理できなくなった場合
- 本交付金が活動目的以外に使用されていると認められた場合
- 交付対象農用地に含めた遊休農地が活動期間中に解消しなかった場合

10. 活動の手順

活動の手順は以下のとおりです。

① 組織の設立



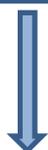
活動を実施する組織を設立し、規約を作成します。

② 計画の策定



地域で取り組むそれぞれの活動の計画（事業計画書、活動計画書など）を作成します。

③ 申請書類の提出



組織から市町に関係書類※を提出し、事業認定を受けます。

※関係書類

活動組織：事業計画書、規約、活動計画書

広域活動組織：事業計画書、運営委員会規則、広域協定、活動計画書

④ 活動の実施



交付金の交付を受け、計画に基づき、活動を実施します。

⑤ 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支などを記録します。

当該年度の記録をとりまとめて報告書を作成し、市町に提出します。

お問い合わせ先

○滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会事務局

◆滋賀県 農政水産部 農村振興課 地域資源活用推進室

520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3963 FAX 077-528-4888

◆農村まるごと保全サポートセンター(滋賀県土地改良事業団体連合会 長浜事務所)

529-0233 長浜市高月町渡岸寺124番地 電話 0749-59-3636 FAX 0749-59-3635

◆お近くの滋賀県の地方機関

大津・南部農業農村振興事務所 田園振興課

525-8525 草津市草津三丁目14-75 電話 077-567-5415 FAX 077-564-2510

甲賀農業農村振興事務所 田園振興課

528-8511 甲賀市水口町水口6200 電話 0748-63-6121 FAX 0748-63-6139

東近江農業農村振興事務所 田園振興課

527-8511 東近江市八日市緑町7-23 電話 0748-22-7722 FAX 0748-23-4912

湖東農業農村振興事務所 田園振興課

522-0071 彦根市元町4-1 電話 0749-27-2222 FAX 0749-24-6229

湖北農業農村振興事務所 田園振興課

526-0033 長浜市平方町1152-2 電話 0749-65-6622 FAX 0749-64-1597

高島農業農村振興事務所 田園振興課

520-1621 高島市今津町今津1758 電話 0740-22-6034 FAX 0740-22-4393

○お問い合わせ時には、「まるごと保全担当者」とお声かけください。

滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会ホームページで
関連情報がご覧いただけます

<https://www.shiga-nouson-marugoto.com/index>